

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

出納員その他の会計職員の職の設置等に関する規則（昭和61年岩手県規則第23号）の一部を次のように改正する。

改正前				改正後				
別表第1（第2条－第4条関係）				別表第1（第2条－第4条関係）				
		組 織		組 織		職 等		
知事の 事務部 局	本庁	[略]		[略]				
		環境生活部	[略]		資源循環推 進課	<u>廃棄物対 策担当課 長</u>	別に命ず る職員	
			産業廃棄物 不法投棄緊 急特別対策 室	[略]		<u>調査追及 課長</u>		
				[略]				
	[略]		[略]		[略]			
	出先機関	[略]		[略]				
農林水産部に 属する出先機 関		[略]		岩手県生物 工学研究所	<u>次長</u>	別に命ず る職員		
		[略]						
		[略]						
県土整備部に 属する出先機 関	[略]		花巻空港事 務所	<u>管理課長</u>				
	[略]							
[略]				[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。								

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。